

第2期計画に向けた現状・課題の 整理と取組みの方向性について

令和5年8月10日（木）
大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

◆検討の流れ

- ① 基本的事項
- ② 第1期計画における目標数値の達成状況
- ③ 大阪府のアルコール健康障がいをめぐる現状
- ④ 第1期計画の具体的な取組み
- ⑤ 第1期計画の取組み状況と評価
- ⑥ 第2期計画に向けた評価のまとめと取組みの方向性
- ⑦ 第2期計画の取組施策及び目標等

計画の位置づけ

本計画は、アルコール健康障害対策基本法（以下「法」という。）第14条第1項「都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。」に基づき定める計画として策定する。

計画の期間

◆考え方

1期計画は、平成29年度から令和5年度までを計画期間とし、法第14条第3項「少なくとも5年ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。」に基づき、令和3年度に中間見直しを実施。国の計画改定年度の翌年度に府計画の改定を行うサイクルにするため、府の2期計画を令和6年度から8年度までの3か年、続く3期計画を令和9年度から13年度までの5か年とし、法律や国計画との整合を図る予定。

	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	
国基本計画		1 期 計 画					2 期 計 画					3期計画	
府推進計画		1 期 計 画					< 中間見直し >				2 期 計 画		3期計画

計画の考え方

大阪府は、法第3条の基本理念に則り、アルコール健康障がい の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施し、アルコール健康障がい を有する者や家族が健やかな日常生活及び社会生活を送れるよう支援に努めるものとする。

計画の進め方

大阪府精神保健福祉審議会アルコール健康障がい対策推進部会において、第2期計画の策定にかかる検討を行う。また、策定後は本部会の運営により、進捗状況を確認する。

第1期計画における目標数値の達成状況

第1期計画では、4つの目標を掲げ、取組みを推進。

目標数値① 20歳未満の飲酒者をなくす

▶達成できず。引き続き取り組むべき課題

全国値のみ		平成26年	平成29年	令和3年※
中学 3年	男	7.2%	3.8%	1.7%
	女	5.2%	2.7%	2.7%
高校 3年	男	13.7%	10.7%	4.3%
	女	10.9%	8.1%	2.9%

【出典】厚生労働科学研究費補助金による研究班の調査

- 平成26年調査「未成年者の健康課題および生活習慣に関する実態調査研究」（調査前30日間に1回でも飲酒した者の割合）
- 平成29年調査「飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究」
- 令和3年調査「喫煙、飲酒等生活習慣の実態把握及び生活習慣の改善に向けた研究」

※令和3年調査は、紙及びウェブを用いた調査に変更したため、参考値（平成29年度までは紙の調査票を送付する方法で実施）

目標数値② 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす

（目標：男性13.0%、女性6.4%）

▶達成できず。引き続き取り組むべき課題

		平成27年	平成29年	平成30年
府	男	17.7% <small>H26・27年平均値</small>	14.1% <small>H28・29年平均値</small>	16.7% <small>H29・30年平均値</small>
	女	11.0% <small>H26・27年平均値</small>	13.7% <small>H28・29年平均値</small>	11.7% <small>H29・30年平均値</small>
国	男	13.9%	14.7%	15.0%
	女	8.1%	8.6%	8.7%

【出典】国民健康・栄養調査（厚生労働省）、大阪府民の健康・栄養状況（大阪府）

目標数値③ 妊娠中の飲酒をなくす

▶達成できず。引き続き取り組むべき課題

	平成25年度	平成29年度	令和2年度	令和3年度
国（※1）	4.3%	1.2%	0.8%	0.9%
	平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大阪府（※2）	1.7%	1.0%	0.9%	0.8%（大阪市除く） 2.5%（大阪市含む）
回答市町村数	30	42	42	43

【出典】健やか親子21（厚生労働省）、乳幼児健康診査問診回答状況（大阪府）

※1 平成25年度は3・4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診において実施。平成29年度、令和2・3年度は、3・4か月健診において実施

▶設問：「妊娠中、お母さんは飲酒をしていましたか」

▶算出方法：「はい」と回答した人数／全回答者数

※2 「健やか親子21（第2次）」の指標に基づく乳幼児健診必須問診項目に関する実績報告より。「3・4か月健康診査」において実施したもの。設問と算出方法は※1と同じ。

目標数値④ 身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する（目標：1,000人）

▶達成見込み



【出典】大阪府地域保健課調べ

大阪府のアルコール健康障がいをめぐる現状

アルコール依存症者の状況等に関する国の調査によると、全国のアルコール依存症が疑われる者（AUDIT15点以上）の割合は2.9%と推計され、この結果を本府の成人人口に当てはめると、約22万人と推計される。

また、同調査において、全国のアルコール依存症を現在有する者の割合は0.2%と推計され、本府の成人人口に当てはめると、約2万人と推計される。

（出典 平成30年「アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラムに関する研究」）

飲酒に起因する身体症状での救急搬送数の状況

飲酒に起因する身体症状での救急搬送件数は、令和3年が5,101件、令和4年が6,091件。

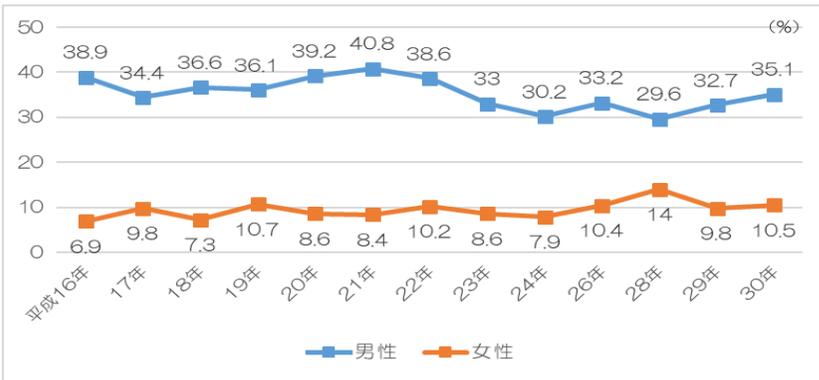
20歳代の救急搬送者が一番多く、20歳未満の者でも、年間285名が飲酒によって救急搬送されている。

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
令和元年	369	3,779	1,227	1,260	986	858	676	173	11	9,339
令和2年	295	2,629	843	778	781	618	531	157	11	6,643
令和3年	227	2,099	653	594	623	437	358	103	7	5,101
令和4年	285	2,622	874	661	685	445	372	141	5	6,091

【出典】大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）（大阪府）

飲酒習慣のある者の状況

平成30年大阪府民の健康・栄養状況（平成29・30・令和元年国民健康・栄養調査結果）によると、飲酒習慣のある者の割合は、男性35.1%、女性10.5%で、**平成29年と比べると男女ともに増加しており、全体で見ると横ばい状態である。**



【出典】国民健康・栄養調査（厚生労働省）、大阪府民の健康・栄養状況（大阪府）

※「飲酒習慣のある者」とは、週に3日以上飲酒し、飲酒日1日あたり1合以上を飲酒すると回答した者。

アルコール販売（消費）数量の推移

大阪府のアルコール販売（消費）数量について、**令和3年度は592,376KLで、平成24年からの増減率は、83.1%である。令和元年度以降、減少傾向。**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
消費数量 (KL)	712,891	685,950	647,299	682,876	670,332	672,889	677,844	656,230	618,991	592,376
増減率 (平成24年度基準)	100.0%	96.2%	90.8%	95.8%	94.0%	94.4%	95.1%	92.1%	86.8%	83.1%

【出典】統計情報（大阪国税局）

近畿地方2府4県の成人一人当たりの販売（消費）数量の推移

近畿地方2府4県の成人一人当たりの販売（消費）数量の推移について、**大阪が一番多く、全国平均を大きく上回っている。**

単位：ℓ（リットル）

都道府県	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
滋賀	63.5	60.2	62.8	61.4	58.6	58	58.7	60.1	56.1
京都	85	83.9	85.8	83.4	83.3	82.8	81.8	76.6	74.1
大阪	94.1	88.8	93.6	91.6	91.8	92.4	89.2	83.6	80.1
兵庫	80.1	77.2	78.5	76.5	75.7	75.1	73.3	71.2	70.7
奈良	65.5	63.3	62.5	61.5	62.2	64.3	59.9	59.2	59.3
和歌山	81.8	79.7	77.9	75.8	75.8	76.3	76.5	72.6	72.9
全国平均	82.8	80.3	81.6	80.9	80.5	79.3	78.2	75.0	74.3

【出典】酒のしおり（国税庁）

全国における成人一人当たりのビール販売（消費）数量の状況

成人一人当たりのビール販売（消費）数量について、令和2年度まで2位が続いていたが、**令和3年度は6位（19.7ℓ）となった。**

単位：ℓ（リットル）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
1位	東京都 44.5	東京都 44	東京都 42.5	東京都 39.8	東京都 36.8	東京都 27.4	東京都 29.3
2位	大阪府 31.7	大阪府 31.1	大阪府 29.9	大阪府 29.3	大阪府 26.8	大阪府 20.4	北海道 21.3
3位	京都府 28.8	高知県 28.4	京都府 27.4	京都府 26.5	京都府 25.5	北海道 19.9	富山県 20.9
4位	高知県 28.6	京都府 27.8	高知県 27.1	高知県 25.7	北海道 24.8	高知県 19.6	高知県 20.5
5位	新潟県 27.7	北海道 27.2	北海道 26.3	北海道 25.2	富山県 24.3	長野県 19.3	秋田県 20.3
全国平均	25.7	25.4	24.4	22.9	21.5	17.2	17.9

【出典】酒のしおり（国税庁）

大阪府のアルコール健康障がいをめぐる現状

アルコール依存症のある人の状況

アルコール依存症のある人の通院者数

自立支援医療（通院による精神科治療のための医療費の自己負担を軽減するもの）を受給して通院している人のうち、アルコールに関連する病名で診療されている人は、**10年間で約1.2倍になっている**※。

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
通院者数	3,280	3,474	3,732	3,812	3,906	4,123	4,197	4,216	3,997	3,980

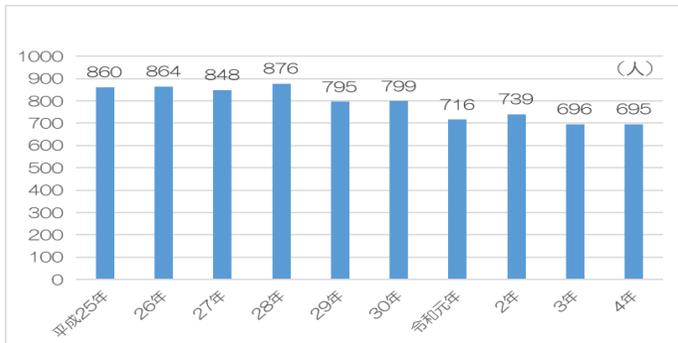
【出典】大阪府地域保健課調べ

自立支援医療制度（精神通院医療）を受けている大阪府（大阪市・堺市を除く）居住の受給者のうち、アルコールに関連する病名が診断されている人数の割合に大阪府人口（大阪市・堺市含む）を乗じて算出

※ アルコール依存症のある人の通院者数を正確に把握することが困難なため、ここでは、自立支援医療を受給している人のうち、アルコールに関連する病名で通院する人数を示している。

アルコール依存症のある人の精神科病院入院者数

アルコール依存症のある人で、精神科病院に入院している入院者数は、**平成28年を境に、減少傾向にある。**



【出典】精神保健福祉資料調査（国立精神・神経医療研究センター）

※毎年6月30日時点の精神病床における在院患者の情報を集計

依存症専門医療機関（アルコール健康障がい）の選定について

国の「依存症対策総合支援事業要綱」に基づき、平成29年9月より、依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の選定を開始した。現在、依存症治療拠点機関を大阪精神医療センターとし、治療拠点機関を含む**15医療機関を依存症専門医療機関として選定している。**

選定年度	病院名
平成29年度	大阪精神医療センター、結のぞみ病院 新生会病院、阪和いずみ病院、金岡中央病院、 東布施野田クリニック、藤井クリニック
平成30年度	久米田病院、新阿武山病院、 新阿武山クリニック、小谷クリニック
令和元年度	浜寺病院
令和2年度	にじクリニック、悲田院クリニック
令和3年度	東大阪山路病院

【出典】大阪府地域保健課調べ

依存症専門医療機関（アルコール健康障がい）での入院患者数・外来受診患者数

府内のアルコール健康障がい専門医療機関での入院患者数及び外来受診患者数について、**令和4年度は、平成30年度と比べると減少している。**

<入院患者数>

年度	人数(人)
平成30年度	1,311
令和元年度	1,343
令和2年度	1,190
令和3年度	1,152
令和4年度	1,138

<外来受診者数>

年度	人数(人)※	延べ人数(人)
平成30年度	8,946	
令和元年度	8,960	
令和2年度	14,939	153,986
令和3年度	11,130	147,962
令和4年度	7,224	146,750

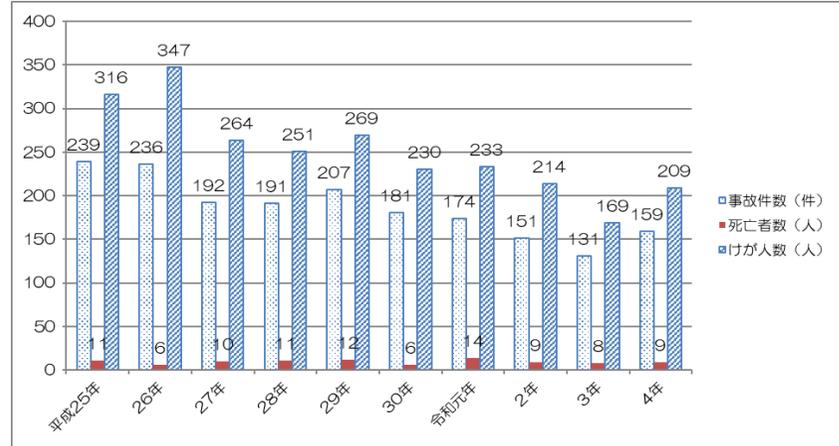
【出典】依存症対策全国センター調べ

※外来受診者数の人数（H30～R3）について、一部医療機関で誤報告あり、参考値
※「人数」については、年度ごとの実人数を集計

大阪府のアルコール健康障がいをめぐる現状

飲酒運転による事故件数

令和4年の飲酒運転による事故件数は159件、死亡者数は9人、けが人数は209人であった。**飲酒運転による事故件数について平成29年以降減少傾向であったが、令和4年は増加している。**



【出典】交通事故統計（大阪府警）

運転免許の取消処分者講習に占める飲酒取消講習の状況

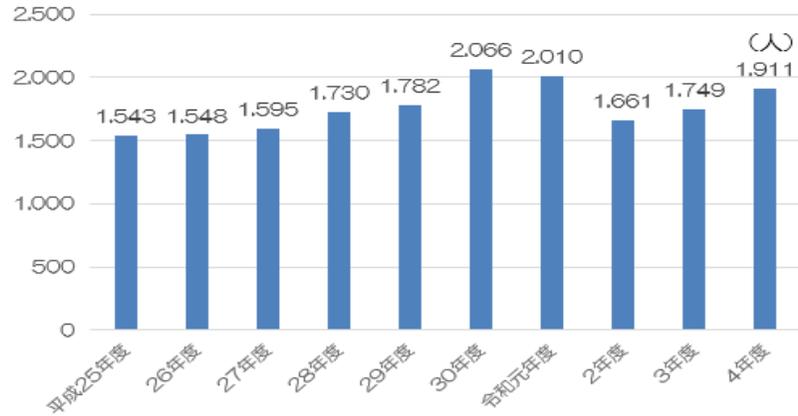
運転免許の取消処分者講習における飲酒取消講習の占める割合は、**令和4年は31.3%で、全体で見ると横ばい状態である。**

	取消講習全体数 (件)	飲酒講習 (件)	構成率
平成25年	2,944	858	29.1%
26年	2,885	836	29.0%
27年	2,690	795	29.6%
28年	2,520	780	31.0%
29年	2,390	683	28.6%
30年	2,502	688	27.5%
令和元年	2,439	668	27.4%
2年	2,274	653	28.7%
3年	2,357	673	28.6%
4年	2,004	628	31.3%

【出典】大阪府警 運転免許課調べ

保健所等におけるアルコールに関する問題の相談実数

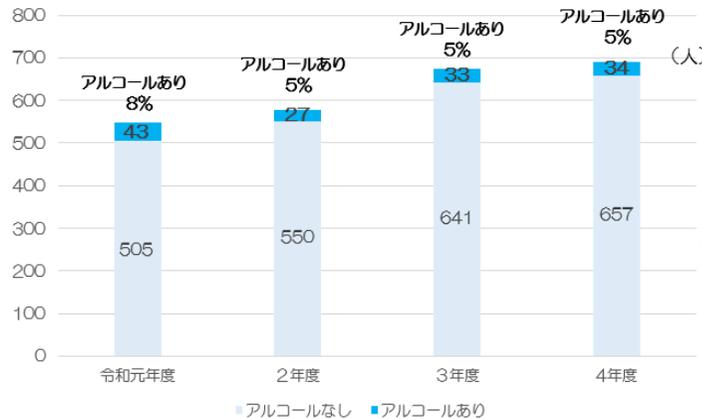
保健所等におけるアルコールの問題に関する相談実数は、**令和2年度に減少したが、その後再び増加傾向。**府内のアルコール依存症が疑われる人の推計数（約22万人）を考えると、相談窓口につながっていない方が多くいることから、**引き続き相談窓口の周知が必要。**



【出典】大阪府地域保健課調べ

自殺未遂者相談支援事業の対象者の内、アルコールの問題が疑われた相談件数の割合

大阪府自殺未遂者相談支援事業の中で支援した人の内、アルコールの問題が疑われた人の割合については、**横ばい状態である。**



※自殺未遂者相談支援事業：保健所等が、警察署から情報提供を受けた相談を希望する本人・家族に対して、関係機関と連携し相談支援を行う。

【出典】大阪府地域保健課調べ

第1期計画では、11項目の具体的な取組みを設定

- (1) アルコール専門医療機関・相談機関の情報提供
- (2) 広報・啓発の推進
 - ①学校教育等の推進（青少年に対する啓発）
 - ②府民への啓発の推進
- (3) 特に配慮を要する者（20歳未満の者、妊産婦、若い世代、高齢者）への対策
- (4) 健康診断及び保健指導
- (5) アルコール医療の推進と連携強化
- (6) 飲酒運転対策等
- (7) 相談支援の充実
 - ①相談機能の充実
 - ②連携体制の充実
 - ③自殺対策との連携
- (8) 社会復帰の支援
 - ①啓発及び相談の充実
 - ②就労支援
- (9) 民間団体の活動支援
- (10) 人材育成
- (11) 調査研究の推進

第1期計画の取組み状況と評価

策定時の状況及び目標

全国値		20歳未満の飲酒をなくす	
平成26年			
	中学3年	高校3年	
男性	7.2%	13.7%	令和5年(2023年) 目標値 現状値を0%
女性	5.2%	10.9%	

具体的な取組み	主な取組み実績	評価<□=成果、■=課題>
(1) アルコール専門医療機関・相談機関の情報提供	○専門医療機関の情報を集約し、地域の相談支援拠点とあわせて、府ホームページにて情報を提供	□依存症に関することで悩んでおり、医療機関の受診を考えている府民への周知に繋がった。 ■ホームページ上の依存症に関する各種情報が集約されておらず、必要な情報へのアクセスが容易でない。
(2) 広報・啓発の推進 ① 学校教育等の推進 (青少年に対する啓発)	○小・中・高等学校における保健の授業や特別活動等において、飲酒による健康への影響等について指導 ○20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター等を府立学校・市町村教育委員会・市町村立学校へ送付 ○一気飲みの注意を促す普及啓発パネルをはじめ、若者向けに飲酒による心身への影響を伝える啓発資材等を府ホームページに掲載し、活用を促進 ○飲酒防止教室実施者用テキストや子どもとアルコール問題に関するQ&A集を作成し、小・中・高等学校の教員向けに周知を実施 ○大学の学生生活ガイドにて、飲酒運転事故に関する注意喚起を掲載 ○高専の生徒に配布する学生便覧において、学生生活の注意事項として飲酒に対する注意喚起を実施 ○飲酒防止教育を実施する学校を通じて保護者へリーフレットを配布 ○指定自動車教習所に対する総合検査や随時検査を通じて、飲酒運転防止に係るカリキュラム履行の徹底を周知 (H29~R4) 総合検査及び随時検査 計281回	□小・中・高等学校の授業での指導や学生向け便覧での注意喚起、指定自動車教習所へ飲酒運転防止に係るカリキュラム履行の徹底周知等により、若者への啓発に繋がった。
② 府民への啓発の推進	○アルコール関連問題啓発週間の際、ロビーなどを活用し、ポスター掲示やパネル展示、リーフレットの配架等を実施 ○市町村健康まつり等イベントの機会を活用して、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及 (H29~R4) 計64回 ○「健活10」のキャッチコピーのもと、ポータルページ、チラシ、動画等で啓発を実施 ○保健所等にて、講演会・予防教育の実施 (H29~R2は講演会のみの実績) (H29) 9回 (H30) 7回 (R1) 16回 (R2) 10回 (R3) 9回 (R4) 10回	□市町村健康まつり等、多くの府民が集まる機会での正しい知識を普及し、リスクの少ない飲酒の啓発や不適切な飲酒の防止を促進

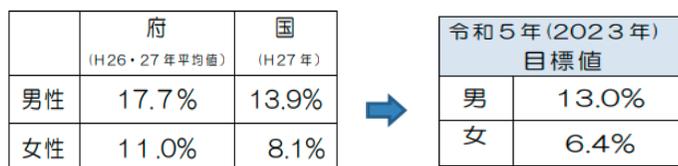
第1期計画の取組み状況と評価

策定時の状況及び目標

妊娠中の飲酒をなくす



生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者を減らす



身体科・精神科医療機関と アルコール専門医療機関の連携を強化する



具体的な取組み

主な取組み実績

評価<□=成果、■=課題>

(3) 特に配慮を要する者 (20歳未満の者・妊産婦・ 若い世代・高齢者)への対策

- 妊産婦を対象としたこころの電話相談の実施
(H29) 354件 (H30) 371件 (R1) 398件
(R2) 487件 (R3) 573件 (R4) 572件
- 対象別(未成年・妊産婦・高齢者)の普及啓発パネルを府ホームページに掲載し、市町村等に活用を促進
- 酒類販売業者、警察等と連携した広報啓発キャンペーン(街頭活動)を通じて、広く府民に対して20歳未満の飲酒防止に関する意識の高揚を促進
- 保健所や市町村が大学等において、20歳未満の飲酒防止に関するリーフレットの配布や当事者体験談を含むアルコール関連問題に関する講義を実施
- 介護支援専門員等の高齢の方と接する機会が多い支援者に対して、「高齢者のお酒の問題あきらめていませんか?」のリーフレットを配布。
- 風俗営業管理者講習において、未成年者への酒類提供禁止について周知
(H29~R4) 講習計 117回
- 20歳未満飲酒提供営業者の検挙
(H29) 28件 (H30) 10件 (R1) 30件
(R2) 26件 (R3) 11件 (R4) 4件
- 20歳未満飲酒禁止法違反の検挙(件数/検挙人員)
(H29) 26件/34人 (H30) 25件/37人 (R1) 27件/34人
(R2) 19件/23人 (R3) 19件/22人 (R4) 13件/16人
- 20歳未満飲酒者の補導
(H29) 153人 (H30) 173人 (R1) 215人
(R2) 205人 (R3) 277人 (R4) 225人

□20歳未満の者の飲酒をなくすため、市町村・関係団体・事業者等と連携した街頭活動や大学生向けの講義を実施し、知識の普及を促進。

■妊産婦への啓発機会が十分でない。

(4) 健康診断及び保健指導

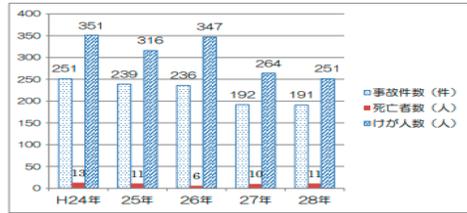
- アルコール健康障がい対策部会において、簡易介入マニュアルを作成し、研修等で周知。また、府ホームページに掲載し、活用を促進
- 医師を対象としたアルコール健康障がい研修会や啓発フォーラムの開催
(H29~R4) 計817名参加
- 依存症対策研修等を通じて、市町村保健師等へのアルコール健康障がいに関する知識の普及、専門医療機関等の情報提供(こころの健康総合センター実施分)
(H29) 4回 (H30) 2回 (R1) 6回 (R2) 2回 (R3) 3回 (R4) 3回

□アルコール健康障がいに関する医師を対象とした研修受講者数について、令和5年度末に目標1,000人を達成見込み。

第1期計画の取組み状況と評価

策定時の状況

飲酒運転による事故件数



運転免許の取消処分者講習に占める飲酒取消講習の状況

	取消講習 全体数 (件)	飲酒講習 (件)	構成率
平成25年	2,944	858	29.1%
26年	2,885	836	29.0%
27年	2,690	795	29.6%
28年	2,520	780	31.0%

具体的な取組み

主な取組み実績

評価<□=成果、■=課題>

(5) アルコール医療の推進と連携強化

- 依存症治療拠点機関及び依存症専門医療機関（アルコール健康障がい）を選定（R5.7時点） 依存症治療拠点機関 1か所 依存症専門医療機関 15か所
- 保健所や精神保健福祉センター等において、アルコール健康障がいに関する相談支援の実施
 (H29) 1,782人 (H30) 2,066人 (R1) 2,010人
 (R2) 1,661人 (R3) 1,749人 (R4) 1,911人
- 地域連携等による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業にて、内科医療機関等でのスクリーニング、支援職員による支援、自助グループ・専門医療機関・保健所等の関係機関による支援など、地域での連携による依存症本人の早期発見から、早期対応、地域資源へのつなぎ、継続的なサポートを行う体制を整備 (R4) 支援数 3人

- アルコール健康障がいを対象とする専門医療機関の選定を進め、医療提供体制の構築を促進。
- 身体科医療機関とアルコール専門医療機関との連携が十分でない。

(6) 飲酒運転対策等

- 飲酒運転再犯防止対策として、飲酒運転を行った者で、アルコール依存症の疑いがあるものに対し、専門医療機関の受診勧奨や保健所等の利用勧奨を実施
 <専門医療機関受診数> (H29~R4) 計28件
 <保健所等への情報提供数> (H29~R4) 計12件
- 大阪府警、大阪府、大阪市、堺市で、飲酒運転対策等連絡会議を年1回実施し、状況報告や課題の共有を実施
- 各季の交通安全運動での重点設定や、ポスター掲示等による広報啓発を実施
- 自らの飲酒行動を認識させた上、飲酒運転の危険性、悪質性についての理解を深めるため、取消処分者講習において、映像教養、ディスカッション等による効果的な講習を実施するとともに、停止処分者講習（長期）においても、運転シミュレーター、飲酒ゴーグル等を用いた講習を実施
 <飲酒取消処分者講習 実施回数/参加人数>
 (H29) 141回/670人 (H30) 150回/688人 (R1) 132回/668人
 (R2) 115回/568人 (R3) 146回/667人 (R4) 129回/628人
 <飲酒停止処分者講習 実施回数及び参加人数>
 (R2) 15回/41人 (R3) 30回/33人 (R4) 45回/63人

- 交通安全運動での啓発の他、飲酒運転を行った者に対して、専門医療機関の受診や保健所の利用を勧奨し、飲酒運転対策を推進。

第1期計画の取組み状況と評価

策定時の状況

自殺未遂者の自殺企図時の飲酒状況

平成24年の大阪府自殺未遂者実態調査において、平成23年1月から12月に大阪府内救命救急センターに搬送された救急患者のうち、自殺未遂者は1,254例であり、うち自殺企図時に飲酒が確認されたのは、219例・17%であった。

具体的な取組み	主な取組み実績	評価<□=成果、■=課題>
<p>(7) 相談支援の充実 ① 相談機能の充実</p>	<p>○土曜日・日曜日の依存症専門電話相談を実施（おおさか依存症土日ホットライン） <相談件数/うちアルコールに関する件数（R2～実施）> （R2）161件/46件 （R3）214件/40件 （R4）185件/56件 ○若年層になじみが深いSNSを活用した依存症の相談窓口を学生の夏休みに合わせて開設 （R4）7～9月（39日間） 相談件数158件 内）20・30代の割合51.9% ○労働者及び使用者を対象とした労働相談を実施 （H29～R4）相談件数計67,793件 内）アルコールに関連した相談件数：128件 ○女性が直面している様々な問題について、電話相談、面接相談、法律相談等を実施 ○家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のこと等、専門の男性相談員が電話による男性のための相談事業を実施 ○子ども家庭センターや女性相談センターにおける相談対応の際、背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、保健所等の相談窓口等への誘導や情報を提供 ○保健所や精神保健福祉センター等において、アルコール健康障がいに関する相談支援の実施（前ページ参照）</p>	<p>□土曜・日曜においても、依存症専門電話相談を実施。また、飲酒に直接関連しない相談業務においても、背景に飲酒関連の問題が疑われる場合は、保健所等の相談窓口等への誘導や情報を提供。</p> <p>■若年層等、SNSの活用になじみがある人にも対応した相談窓口の体制整備が必要。</p>
<p>② 連携体制の充実 ③ 自殺対策との連携</p>	<p>○保健所と警察の連携で実施している自殺未遂者相談支援事業において、アルコールが原因の自殺未遂事案について、必要な支援を実施 <府・中核市保健所 相談人数/うちアルコールに関する人数（R1～把握）> （H29）449人 （H30）572人 （R1）548人/43人 （R2）577人/27人 （R3）674人/33人 （R4）691人/34人 ○こころの健康総合センターや保健所、市町村にて、府民や職域を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、アルコールと自殺の関係性について普及啓発するよう働きかけを実施 <ゲートキーパー養成講座 参加者数> （H29）981人 （H30）1,298人 （R1）1,582人 （R2）599人 （R3）717人 （R4）1,295人 ○保健所において、連携会議や事例検討会を開催 （H29）12回以上 （H30）16回 （R1）38回 （R2）13回 （R3）18回 （R4）24回 ○依存症についての体験談や各機関・団体との交流を通して、さまざまな支援機関・団体同士で顔の見える関係をつくることを目的としたOACミニフォーラムを開催 （H30）4回 （R1）4回 （R2）コロナウィルスの影響で0回 （R3）4回 （R4）9回 ○依存症関連機関連携会議（毎年2回）、アルコール健康障がい対策部会の開催（毎年1～2回） ○OACのメーリングリストを活用し、自助グループ等の取り組みなどを情報発信 ○OAC加盟機関・団体の連携支援を目的に、各機関・団体の取組状況を収集し、「大阪アディクションセンター加盟機関・団体活動状況冊子」を作成・更新のうえ、加盟機関・団体に配布</p>	<p>□連携会議や事例検討会等を定期的で開催し、顔の見える連携体制を構築。</p> <p>□ゲートキーパー研修において、アルコールと自殺の関係性について普及啓発を促進。</p>

第1期計画の取組み状況と評価

具体的な取組み	主な取組み実績	評価<□=成果、■=課題>
<p>(8) 社会復帰の支援 ①啓発及び相談の充実</p>	<p>○自助グループ等と連携しながら、再発防止に向けて精神保健福祉相談や訪問を実施 <府・中核市保健所及びこころの健康総合センターの相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率> (R2) 16% (R3) 15% (R4) 20%</p> <p>○自助グループ・民間団体等と連携し、普及啓発事業や研修を実施 <保健所が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合> (R3) 35% (R4) 38%</p>	<p>□再発防止に向けて、自助グループ・民間団体等の紹介など連携により相談を実施。</p> <p>■相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率や自助グループ・民間団体等と連携した研修・普及啓発の割合が伸び悩んでいる。</p>
<p>②就労支援</p>	<p>○様々な阻害要因を抱える方に対し、カウンセリングやセミナー等で就労を支援</p> <p>○大阪産業保健総合支援センターの一般産業保健研修にて、アルコール健康障がいと依存症に関する講義を開催 (R1~R4) 年1回開催 参加者数 計106名</p> <p>○保健所において、連携会議や事例検討会を開催(前ページ参照)</p> <p>○生活困窮者からの就労や家計改善、債務等についての相談に関して、市町村担当課を通じて自立相談支援機関に対し、アルコール依存症の当事者の就労相談について、症状を理解した上での支援や必要に応じた連携が行えるよう情報を提供。</p>	<p>□一般産業保健研修等を通じて、アルコール依存症の当事者の休職からの復職、継続就労が、偏見なく行われるようアルコール依存症に対する理解を促進。</p>
<p>(9) 民間団体の活動支援</p>	<p>○依存症早期介入・回復継続支援事業を実施 <選定事業数/うちアルコール依存症に関する事業数> (R1) 9事業/4事業 (R2) 9事業/2事業 (R3) 9事業/2事業 (R4) 6事業/1事業</p> <p>○府警において、(一社)大阪府断酒会の街頭啓発に協力。新型コロナウイルスの蔓延により実施困難となった際は、各警察署や運転免許試験場の窓口にて啓発品の配布を実施</p> <p>○OAC加盟機関・団体の啓発週間の取組みをとりまとめ、ホームページに掲載</p>	<p>□補助金等により自助グループ・民間団体等を対象にした人材育成及び啓発活動を支援。</p>

第1期計画の取組み状況と評価

具体的な取組み	主な取組み実績	評価<□=成果、■=課題>
<p>(10) 人材育成</p>	<p>○府保健所において、関係機関等職員や地域支援者対象の研修会を開催 <u>(H30) 9回 (R1) 20回 (R2) 12回 (R3) 7回 (R4) 6回</u></p> <p>○こころの健康総合センターにおいて、医療機関、市町村等行政機関、相談支援機関等を対象にアルコール健康障がい等に関する研修会等を実施 <実施回数及び参加人数> <u>(H29) 6回/246名 (H30) 6回/357名 (R1) 16回/460名</u> <u>(R2) 8回/284名 (R3) 8回/452名 (R4) 10回/519名</u></p>	<p>■アルコール依存症が疑われる人(推計約22万人)が適切な支援に繋がるよう、人材育成のための研修が引き続き必要。</p>
<p>(11) 調査研究の推進</p>	<p>○平成30年度・令和元年度・令和4年度に府及び中核市保健所における依存症対策に関する先進的な取組みや他の地域の参考となるような取組みをとりまとめた「地域精神保健福祉活動事例集」を作成及び配布。</p> <p>○令和4年度実施「健康と生活に関する調査」の中で、飲酒習慣とギャンブル等依存の関連性について調査</p>	<p>□地域におけるアルコール健康障がいに関する取組みを情報収集・分析し、冊子を作成するなどして発信</p>

第2期計画に向けた評価のまとめと取組みの方向性

成果と課題 【□・・・成果 ■・・・課題】

第2期での取組みの方向性

普及啓発

《現状分析より》

- 飲酒に起因する身体症状での救急搬送数の状況は令和元年から大きく減少。
- 第1期の目標として掲げていた「20歳未満の飲酒者をなくす」「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす」「妊娠中の飲酒をなくす」は達成できず。
- 飲酒に起因する身体症状での救急搬送数について、20歳代の救急搬送者が1番多く、20歳未満の者でも、年間285名が飲酒によって救急搬送されている。

《実績評価より》

- 小・中・高等学校の授業での飲酒による健康への影響等に関する指導や学生向け便覧での注意喚起、指定自動車教習所へ飲酒運転防止に係るカリキュラム履行の徹底周知等により、若者への啓発に繋がった。
- 交通安全運動での啓発や飲酒運転を行った者に対して、専門医療機関の受診や保健所の利用を勧奨し、飲酒運転対策を推進。
- 府ホームページ上の依存症に関する各種情報が集約されておらず、必要な情報へのアクセスが容易でない。
- 妊産婦への啓発機会が十分でない。



- ・アルコール依存症に関する各種情報を集約し、アルコールの問題に悩む本人及びその家族等が必要な情報に容易にアクセスが出来る体制を整備
- ・特に配慮を要する20歳未満の者や妊産婦などの女性、若い世代、高齢者の飲酒に関する啓発を強化

相談支援体制

《現状分析より》

- アルコール依存症が疑われる人（推計約22万人）が適切な支援に繋がるよう、人材育成のための研修が引き続き必要。

《実績評価より》

- 土曜・日曜においても、依存症専門電話相談を実施。
- 連携会議や事例検討会等を定期的に関催し、顔の見える連携体制を構築。
- 府民や職域を対象としたゲートキーパー研修において、アルコールと自殺の関係性について普及啓発を促進。
- こころの健康総合センターや保健所において、地域の医療機関や教育機関、保健福祉関係機関等に対して研修を実施し、人材育成を促進。
- 若年層等、SNSの活用になじみがある人にも対応した相談窓口の体制整備が必要
- 保健所や精神保健福祉センター等におけるアルコール問題に関する相談実数については、（R4）1,911件であり、相談窓口の更なる周知が必要。



- ・若年層等、SNSの活用になじみがある人が気軽に相談できるよう相談体制を拡充
- ・アルコール依存症対策の推進に向け、支援の担い手となる人材を養成

治療体制

《現状分析より》

- 第1期の目標として掲げていた「身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する」について、アルコール健康障がいに関する医師を対象とした研修受講者数は、令和5年度に目標1,000人を達成見込み。
- アルコール健康障がいを対象とする専門医療機関を15か所選定し、医療提供体制の構築を促進。

《実績評価より》

- 身体科医療機関とアルコール専門医療機関との連携が十分でない。
- 専門医療機関での外来受診患者数は、（R4）7,224件であり、府内のアルコール依存症が疑われる人の推計数（約22万人）を考えると、精神科医療機関に繋がっていない。



- ・アルコール依存症が疑われる者の推計数とアルコール依存症で精神科医療機関を受診した患者数との乖離をなくしていくため、身体科医療機関とアルコール専門医療機関との連携をはじめ、本人・家族に関わる地域の医療機関や教育機関、保健福祉関係機関、自助グループ等との連携体制（SBIRTS含む）を構築

回復支援体制

《実績評価より》

- 再発防止に向けて、自助グループ・民間団体等の紹介など、連携により相談を実施。
- 一般産業保健研修等を通じて、アルコール依存症の当事者の休職からの復職、継続就労が、偏見なく行われるよう理解を促進。
- 補助金等により自助グループ・民間団体等を対象にした人材育成及び啓発活動を支援。
- 相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率や自助グループ・民間団体等と連携した研修・普及啓発の割合が伸び悩んでいる。



- ・自助グループや民間団体等との協働を推進し、アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援を強化

第2期計画の取組施策及び目標等

4本柱	取組施策	めざす姿	指標と目標値	現状値
① 普及啓発の強化	(1) アルコール依存症に悩む本人や家族等への情報発信	アルコールの問題に悩む本人及びその家族等が必要な情報に容易にアクセスでき、適切な支援につながる事ができている。	依存症ポータルサイトのアクセス数 (府ギャンブル計画目標) ⇒R8年度末まで毎年度2万件以上	R5下半期より運用開始予定
	(2) 広報・啓発の推進 ①学校教育等の推進(青少年に対する啓発) ②府民への啓発の推進	飲酒に伴うリスクに関する知識の普及と不適切な飲酒を防止する社会づくりを通じて、将来にわたるアルコール健康障がい発生を予防する。	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす(国目標) ⇒R8末まで男性13.0%、女性6.4%	H30(府) 男:16.7% 女:11.7%
	(3) 不適切な飲酒への対策	社会全体で正しい知識の普及に取り組み、20歳未満の者や妊産婦の飲酒が無くなるとともに、飲酒運転をした者が適切な支援につながる事が出来ている。	20歳未満の飲酒をなくす(国目標) 妊娠中の飲酒をなくす(国目標)	R3(全国参考値) 中学3年:男1.7% 女2.7% 高校3年:男4.3% 女2.9% R3(府):2.5%
② 相談支援体制の強化	(4) 健康診断及び保健指導	健康診断や保健指導に関わる医師や保健師に、アルコール健康障がいに関する正しい知識が普及されている。	アルコール健康障がいに関する研修を実施⇒R8末までに計18回	R4:7回
	(5) 相談支援の充実 ①相談機能の充実 ②連携体制の充実 ③自殺対策との連携	アルコール依存症の本人及びその家族等が、抱える課題に応じて適切な相談支援を受ける事ができている。	連携会議等の定期開催(国目標) ⇒毎年度20回以上開催 相談拠点等及び依存症ほっとライン(SNS相談)の相談数(府ギャンブル計画目標)⇒R8年度末までに1.5倍	R4:28回 R4 相談拠点等:1,911件 SNS相談(試行実施39日間):158件
	(6) 人材育成	アルコール依存症の本人及びその家族等に対し、適切な支援を行う人材が府内の様々な相談窓口配置されている。	関係機関職員専門研修により養成した相談員数(府ギャンブル計画目標)⇒毎年度500人以上	R4:519名
③ 治療体制の強化	(7) アルコール健康障がいに係る医療の推進と連携強化	地域の身近な医療機関でアルコール依存症の治療を受けることができ、必要に応じて、地域の医療機関から依存症専門医療機関につながる事ができている。	アルコール専門医療機関における身体科からの紹介(医療計画目標)⇒増加	新規のため、現状値なし
			依存症の診察ができる医療機関(医療計画目標)⇒増加	109機関
④ 切れ目のない回復支援体制の強化	(8) 社会復帰の支援 ①啓発及び相談の充実 ②就労支援	アルコール依存症の本人の回復、社会復帰が円滑に進んでいる。	相談拠点等の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率(府ギャンブル計画目標)⇒R8末までに50%程度	R4:20%
	(9) 自助グループ・民間団体等の活動の充実	アルコール依存症の本人及びその家族等に対する身近な支援の担い手として、自助グループ・回復施設・民間団体等の活動が府域において幅広く展開されている。	自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合(府ギャンブル計画目標)⇒R8末までに50%程度	R4:38%
その他	(10) 調査分析の推進	アルコール依存症に関する調査・分析を進めることで、最適な対策の検討につなげることができている。	地域におけるアルコール健康障がいに関する取組みを情報収集、分析、発信	